**平成２６年（フ）第９０６号**
福岡市博多区美野島３丁目14番18号
債務者　新田　裕治
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９２４号**
福岡市南区高宮３丁目10番９―305号
債務者　浜田　風人
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９８７号**
福岡市博多区井相田３丁目４番16―105号
債務者　宮本　慎吾
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３１号**
群馬県高崎市新町859番地１　県営81号
債務者　中尾　武久
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第１３号**
香川県観音寺市池之尻町961番地
債務者　山下　博三
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２６年（フ）第８２１号**
福岡県朝倉郡筑前町松延631番地５
債務者　江口　忠征
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９４２号**
福岡県宗像市ひかりヶ丘２丁目１番地11
債務者　伊豆丸真弓（旧姓角）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７５７号**
福岡県大野城市下大利団地14番503号
債務者　山下　　穣
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２８６０号**
大阪市城東区森之宮１丁目４番604号
債務者　ひろ美容室こと　田貝　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　良太
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第２０２９号**
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番９―407号
債務者　大西　　要
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４１２号**
大阪府東大阪市本町１番34号
債務者　増　ミネ子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４４１号**
大阪市平野区喜連東５丁目14番27号
債務者　谷元　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４５７号**
大阪市港区港晴２丁目７番１―322号、前住所大阪市港区港晴３丁目９番６号
債務者　浜里　浩三
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４８６号**
大阪府守口市長池町６番９号
債務者　石橋　恵子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５０４号**
大阪府東大阪市松原１丁目18番41号
債務者　日田　助治
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５２６号**
大阪市西区立売堀１丁目14番22―1203号
債務者　池田　正美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６０６号**
大阪市東淀川区豊里１丁目３番９号アーベル北淀101号
債務者　岩田　秀子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７８３号**
大阪府高槻市如是町17番３号　サンプラザ富田106号
債務者　髙木　道明
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部